

産育休取得証明書

(出産に係る休業届)

葛飾区長宛て

保護者記載欄

年 月 日

住所：葛飾区 丁目 番 号 (方書)

保護者氏名：

在籍児童氏名	生年月日	保育施設名
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

1 会社員やパート・アルバイト等で育児介護休業法等に基づく休業を取得される方はこちら
※**出産後**に勤務先に作成を依頼し、区に提出してください。

保護者確認事項

下記注意事項をご確認の上、ご提出ください。

・ 育児休業を理由に上のお子さんが在園できる期間は、原則として生まれたお子さんが満2歳に達した年度末（3月末日）までとなり、4月1日までに復職が必要です。ただし下のお子さんが翌年度4月入所の場合は、5月1日までに復職が必要になります。

・ 在籍児童が対象となる育児休業の再取得をした場合、在籍児童は退園になります。

・ 復職するときは「復職証明書（復職届）」をご提出ください。

事業所記載欄

証明日 年 月 日

事業所名

代表者名

担当者名

連絡先

下記の通り、産前・産後休業及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等に基づく育児休業を取得していることを証明します。

取得者氏名												
産前・産後休業取得期間	年	日	日	～	年	月	日					
育児休業取得期間	年	日	日	～	年	月	日					

2 自営業やパート・アルバイト等で育児介護休業法に基づく休業ではない方はこちら
※**出産前**にご自身で記載し、区に提出してください。

保護者記載欄

出産に係る休業を取得しながら上のお子さんが在園できる期間は、出産予定月の2か月前から出産した月の2か月後までです。（妊娠・出産要件）※翌月1日までに復職が必要です。

取得者氏名					出産予定日	年	月	日
出産に係る休業取得期間	年	日	日	～	年	月	日	
復職予定日	年	日	日					

復職するときは「復職証明書（復職届）」をご提出ください。

※出産予定日から出産日がずれたことにより、予定していた休業期間を変更する場合の手続きは不要です。

記載例

産育休取得証明書
(出産に係る休業届)

【在園児用】

葛飾区長宛て

保護者記載欄

2025年4月1日

住所：葛飾区立石5丁目13番1号(方書)マンション101

保護者氏名：立石 花子

在籍児童氏名	生年月日	保育施設名
立石 一郎	2023年10月1日	立石保育園
	年月日	
	年月日	

1 会社員やパート・アルバイト等で育児介護休業法等に基づく休業を取得される方はこちら
※出産後に勤務先に作成を依頼し、区に提出してください。

保護者確認事項

下記注意事項をご確認の上、ご提出ください。
・育児休業を理由に上のお子さんが在園できる期間は、原則として生まれたお子さんが満2歳に達した年度末(3月末日)までとなり、4月1日までに復職が必要です。ただし下のお子さんが翌年度4月入所の場合は、5月1日までに復職が必要になります。
・在籍児童が対象となる育児休業の再取得をした場合、在籍児童は退園になります。
・復職するときは「復職証明書(復職届)」をご提出ください。

事業所記載欄

証明日2025年4月3日

事業所名〇〇会社

代表者名鈴木 太郎

担当者名人事部 田中

連絡先03-1234-5678

下記の通り、産前・産後休業および「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等に基づく育児休業を取得していることを証明します。

取得者氏名	立石 花子
産前・産後休業 取得期間	2025年2月1日～2025年5月1日
育児休業 取得期間	2025年5月2日～2026年3月27日

2 自営業やパート・アルバイト等で育児介護休業法等に基づく休業ではない方はこちら
※出産前にご自身で記載し、区に提出してください。

保護者記載欄

出産に係る休業を取得しながら上のお子さんが在園できる期間は、出産予定月の2か月前から出産した月の2か月後までです。(妊娠・出産要件)※翌月1日までに復職が必要です。

取得者氏名	立石 花子	出産 予定日	2025年4月1日
出産に係る 休業取得期間	2025年2月1日～	2025年6月30日	
復職予定日	2025年7月1日		

復職するときは「復職証明書(復職届)」をご提出ください。
※出産予定日から出産日がずれたことにより、予定していた休業期間を変更する場合の手続きは不要です。

保育園に在園していて、下の子の産育休を取得する時、または出産に係る休業を取得する時にご提出いただく書類です。

ホームページからエクセル版をダウンロードいただくことも可能です。

【問合せ先・提出先】

葛飾区子育て支援部保育課入園相談係
(直通) 03-5654-8278

【保護者確認事項】

注意事項を必ず確認してください。その後、勤務先に事業所記載欄の作成を依頼してください。

【担当者名/連絡先】

証明書の内容について確認する場合がありますので、作成いただいたご担当者名と連絡先を記載してください。

【取得期間】

作成日時時点で予定されている期間を記入してください。

押印は不要です。訂正箇所は二重線で消し、正しい情報を記載してください。

出産に係る休業を取得しながら上のお子さんが在園できる期間は、出産予定月の2か月前から出産した月の2か月後までです。(妊娠・出産要件)

※翌月1日までに復職が必要です。

【取得期間】 例：出産予定日 4月1日

休業期間 2月1日～6月30日

復職予定日 7月1日

※出産日が3月31日に早まった場合、休業期間は～5月31日までに変更になるため、6月1日までに復職が必要になります。変更になった場合の手続きは不要ですが、復職するときに「復職証明書(復職届)」をご提出ください。